



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 92 産業廃棄物処理施設の変更許可申請 (循環型社会推進課) 1
- 93 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請
(環境管理課) 2
- 94 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 4
- 95 生活保護法による医療機関の指定 (") 4
- 96 生活保護法による介護機関の指定 (") 5
- 97 生活保護法による施術機関の指定 (") 5
- 98 生活保護法による指定医療機関の変更 (") 5
- 99 生活保護法による指定介護機関の変更 (") 5
- 100 三谷井土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) 6
- 101 道路の区域変更 (道路保全課) 6
- 102 道路の供用開始 (") 6
- 103 指定納付受託者の指定 (会計課) 7

○ 公告

- 使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦 (労働政策課) 7

告 示

和歌山県告示第92号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示するとともに、この変更許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字森ノ裕1423番2外45筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
管理型最終処分場
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ア 燃え殻
イ 汚泥
ウ 廃プラスチック類

- エ 紙くず
- オ 木くず
- カ 繊維くず
- キ ゴムくず
- ク 金属くず
- ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- コ がれき類

以上10種類（いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む（水銀回収が義務付けられていないものに限る。）。イ、ウ、ケ及びコについては、石綿含有産業廃棄物を含む。ア及びイについては、水銀含有ばいじん等を含む（水銀回収が義務付けられていないものに限る。）。）

(5) 申請年月日

令和5年12月19日

2 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び御坊保健所衛生環境課

(2) 縦覧期間

令和6年1月30日（火）から同年2月29日（木）まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで

3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期間

令和6年1月30日（火）から同年3月14日（木）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 提出先

ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電子メール e0318003@pref.wakayama.lg.jp

イ 御坊保健所衛生環境課
郵便番号 644-0011 御坊市湯川町財部859番地2

(3) 意見書の形式等

ア 意見書の提出方法は、郵送、持参又は電子メールによるものとする。

イ 意見書の形式は問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見と共に、住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種別及び申請者の名称を日本語により記載すること。

和歌山県告示第93号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸本周平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県有田市箕島743
氏名又は名称 有田食品株式会社 代表取締役社長 永井大善
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県有田市箕島743
名称 有田食品株式会社
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和6年1月30日から同年2月20日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び有田市市民福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第18号の2ハ洗浄施設	1	洗米約50kg/時間 炊飯約120kg/時間	許可後	約7時間	通常	0.5	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	1	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100

別表2

種類及び構造形式	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	
排水処理	鋼板製+L20.5	W8.0 × 200	接触ばっ気処理、凝	許可	通常	処理前	123	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	1,000
						処理後	123	5.8-8.6	100	40	20	5.0	0.6	0.5未満	40

施設	コンクリート製	×	H6.0	集加圧後 浮上	最大	処理前	198	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	300,000
						処理後	198	5.8-8.6	120	50	150	20.0	2.4	30	200

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
排水口No.1	通常	193	5.8-8.6	64	25	13	3.2	0.4	0.5未満	30
	最大	298	5.8-8.6	80	33	100	13.3	1.6	20	130

和歌山県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸本周平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東医新 38-03	からし種在宅クリニック	東牟婁郡串本町サンゴ台1060-144	令和 5.11.30
橋薬新 28-26	すだ小林薬局	橋本市隅田町中島18	令和 5.12.6
東医新 18-26	湯川温泉診療所	東牟婁郡那智勝浦町二河71	令和 5.12.19

和歌山県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸本周平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新薬新 26-05	燦燦薬局	新宮市橋本二丁目5-56	令和 6.1.1

和歌山県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
児嶋慶和	橋本市三石台二丁目2-18	コジマ調剤薬局	橋本市市脇四丁目7番6号	居宅療養管理指導	令和5.11.1

和歌山県告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
有柔新3-05	崎山正貴	有田郡有田川町水尻422-2 スカイリーフ205号室（柔道整復）	令和5.12.1
有柔新4-05	西田忠司	有田川接骨院（柔道整復） 有田郡有田川町大字天満字土生西町226番地5	令和6.1.1

和歌山県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	変更事項（指定事業所の所在地）		変更年月日
				旧	新	
海南訪新17-03	株式会社SORUKKA	有田郡有田川町下津野850番地1	訪問看護ステーションひかり海南	海南市日方1289-179 ニューハマ3B105号	海南市名高503-3	令和5.11.20

和歌山県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社S0 RUKKA	有田郡有田川町下津野850番地1	訪問看護ステーションひかり海南	海南市名高503-3	訪問看護・介護予防訪問看護	指定事業所の所在地	海南市日方1289-179 ニューハマ3B105号	海南市名高503-3	令和5.11.20

和歌山県告示第100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、三谷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和5年11月21日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 坂上文雄 伊都郡かつらぎ町大字三谷1685番地の10

和歌山県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字日高字下向山3番1地先から同町大字日高字下向山8番92地先まで	旧	6.53 ） 23.82	72.96	星山橋 L=8.60
同上	新	6.53 ） 23.82	72.96	星山橋 L=8.60
同上	新	10.25 ） 36.57	64.18	

和歌山県告示第102号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字日高字下向山3番1地先から同町大字日高字下向山8番92地先まで

供用開始の期日 令和6年1月30日

和歌山県告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和6年1月1日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 指定納付受託者が納付する歳入等

和歌山県電子申請サービスを利用した行政手続に係る申請手数料及び郵送料（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）

3 指定納付受託者の納付方法

指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用する納付方法

公 告

公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和6年1月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 推薦資格を有する者

(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。

(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、使用者委員又は労働者委員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

(1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。

(2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

令和6年1月30日から同年2月29日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課